

「エシカル×あいち」 メンバー募集

(エシカル消費取組事業者など)

メンバー加入資格

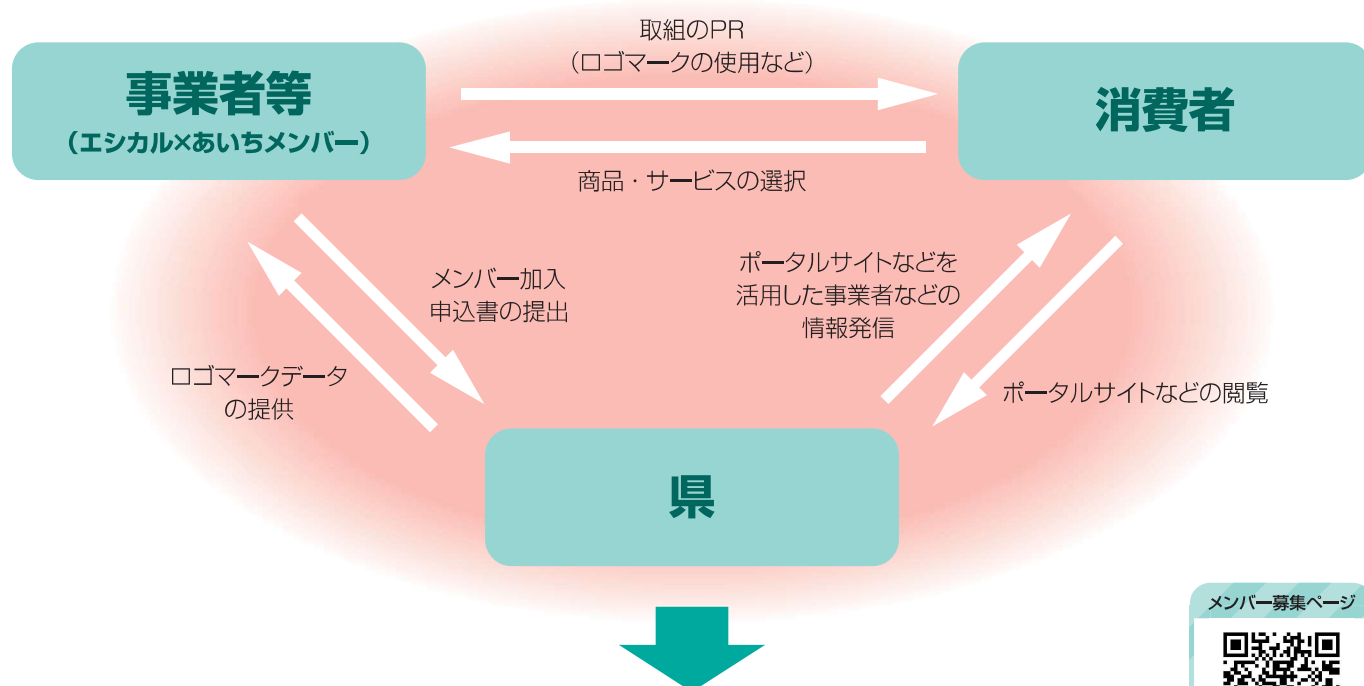
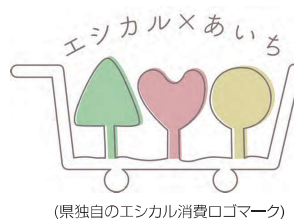
愛知県内に事業所を有し、エシカル消費に関する取組を実施している事業者、団体、学校など。

【取組例】

- ・フェアトレード商品や認証ラベルの付いた商品などを販売している。
- ・廃棄予定の未利用素材を活用して製品を開発・製造している。
- ・地元の食材を利用して料理を提供している。
- ・障害がある人が事業所等で作った製品などを販売している。
- ・環境に配慮して作られた原料を用いて商品を製造・販売している。 など

加入メリット

- 「エシカル×あいち」ロゴマークデータを提供。
【使用例】自社パンフレットや名刺、Webページ、
ポスターなどエシカル消費に関する広報活動
- 愛知県は、メンバーの取組を県のエシカル消費ポータルサイトに掲載。



エシカル消費の認知度向上 + エシカル消費の実践の促進



「エシカル×あいち」 メンバー募集

趣 旨

愛知県では、エシカル消費に取り組む事業者や団体、学校等をメンバーとして募集し、その取組を情報発信することで、広く県民にエシカル消費を普及啓発し、認知度を高めるとともに、消費者一人ひとりに日々の生活におけるエシカル消費の実践を促すことを目的に実施します。

メンバー 加入資格

愛知県内に事業所を有し、エシカル消費に関する取組を実施している事業者、団体、学校等（以下「事業者等」という。）で、愛知県が次に掲げるすべての要件を満たすと判断する者としてします。

なお、エシカル消費に関する取組は、事業者等が消費者に向けて実施する取組とします。

- ・県税等の滞納がないこと
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員と関係を有する事業者等でないこと
- ・法令違反又は公序良俗に反する行為がないこと
- ・愛知県のエシカル消費の取組及びメンバーの信用、品位、イメージを損なうおそれのある活動をしないこと
- ・その他愛知県がメンバーとして適当であると認められない活動をしないこと

応募方法

○申込書の提出

以下のメンバー募集ページから加入申込書をダウンロード後、必要事項を記入のうえ、電子申請・届出システム、メール・FAXのいずれかの方法にて提出してください。

○受理後の取扱い

- ・愛知県は、原則として、各月1日から末日までに受理した加入申込書を翌月上旬に取りまとめ、応募事業者等がメンバー加入資格を満たしていることを確認の上、メンバーに加入許諾の通知をするとともに、インセンティブとして「エシカル×あいち」ロゴマークデータを提供しますので事業者等のエシカル消費に関連する広報に御活用いただけます。
- ・愛知県は、メンバーの取組を県のエシカル消費ポータルサイトに掲載し、広く情報発信します。

提出先・ 問合せ先

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課
消費生活相談・消費者教育グループ

電 話：052-954-6603

F A X：052-961-1317

メール：ethical@pref.aichi.lg.jp

募集ページ：<https://www.pref.aichi.jp/kenmin/ethical/member/>

